

宮古島市教育委員会と琉球大学教育学部の連携・協力に関する協定書

国立大学法人琉球大学教育学部（以下「甲」という）と宮古島市教育委員会（以下「乙」という）は、相互に連携・協力して、乙に関わる学校の幼児・児童・生徒や甲に所属する教員・学生を対象とした事業を実施することについて、次のように協定を結びます。

（趣 旨）

第1条 甲は、乙に関わる教員に大学における高度な教育、研究に触れる機会を提供し、教員個々の能力や適性の伸張を図るとともに、甲の教員・学生は、離島である宮古島の教育に対する理解を深め、宮古島の教育に資する研究及び事業を行います。

（事業内容）

第2条 連携協力事業の内容は、次の通りとします。

- (1) 乙に関わる教員等の資質向上のための研修等に関する事
- (2) 乙に関わる教育上の諸課題に対応した調査・研究等に関する事
- (3) 甲の教員や学生による宮古島市における教育活動への支援に関する事
- (4) 甲の学生等の宮古島市における学校インターンシップに関する事
- (5) その他、甲と乙の協議の結果に基づき実施する事業に関する事

（実施組織等）

第3条 甲と乙は、その代表で組織する連携推進会議を設置し、連携事業の内容について協議し実施するものとします。

（協定期間）

第4条 この協定書の有効期間は、2007年度の1年間とします。ただし、この協定書の有効期間満了の4ヶ月前までに、両者から改定の申し入れがないときは、更に1年間継続するものとし、その後もまた同様とします。

（補則）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携事業に関し必要な事項については、両者が協議の上、別に定めるものとします。

本協定書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ押印のうえ1通を所持します。

2007年5月18日

甲 国立大学法人琉球大学教育学部長

會澤卓



乙 宮古島市教育委員会教育長

久貝勝



協定書に関する申し合わせ

- 1 連絡推進会議の委員長を市立教育研究所からの代表とし、副委員長を教育学部からの代表とする。当面は宮古島市教育研究所所長を連絡推進会議の委員長とし、琉球大学教育学部障害児教育専修教授の緒方茂樹を副委員長として主たる協働事業実施を進める
- 2 会議の事務局長を市立教育研究所指導主事とする
- 3 委員は連絡推進会議が必要とする者を選出し、両者同数とすることを原則とする
- 3 議題は双方からの提案を尊重し調整に努めるものとする。
- 4 この協定に基づく協働事業の実施に関しては、双方誠意を持って当たることとし、仮に事業を巡る問題が生じた場合には、双方いっそうの相互理解と誠意を持って解決に努力する。